宮城県学校防災体制在り方検討会議 設置要綱

(目的)

第1 石巻市立大川小学校の事故に関する裁判の最高裁判所の決定を受け、教育現場において高い専門性に基づく防災教育の充実と学校防災体制の再構築が必要となってきていることから、東日本大震災の教訓をもとに進めてきたこれまでの学校防災の取組の検証を行い、今後の新たな取組について検討するため、宮城県学校防災体制在り方検討会議(以下「検討会議」という。)を設置する。

(検討事項)

- 第2 検討会議では、次に掲げる事項について検討する。
 - (1) 東日本大震災の教訓をもとに進めてきたこれまでの学校防災の取組の検証について
- (2) 学校防災の再構築に向けて必要となる新たな取組について
- (3) その他、学校防災の在り方に関して必要な事項について

(組織)

- 第3 検討会議は、別表に掲げる分野から教育長が別に定める者(以下「構成員」という。)をもって構成する。
- 2 検討会議に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長及び副委員長は委員からの互選によって選出する。
- 4 委員長は、検討会議の事務を総括し代表する外、検討会議の議事進行を行う。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時、又は欠けた時は、その職務を代理する。

(会議)

- 第4 検討会議の開催については、教育長が、必要に応じて招集する。
- 2 教育長は、必要があると認める時は、検討会議に構成員以外の者を出席させることができる。

(事務局)

第5 検討会議の事務局は、教育庁スポーツ健康課に置く。

(その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

1 この要綱は、令和2年2月5日から施行する。

別表(第3関係)

分野等	人数	摘 要
法曹	1名	
災害工学	1名	
学校防災	1名	
地域連携	1名	
学校設置者	1名	
学 校 長	1名	

学校防災に係る取組状況

- 1 制度・計画の整備
- 2 成果物等
- 3 事業・研修会
- 4 事業・その他



これまでの学校防災に係る取組状況一覧

	施 策 名	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	Н30	R01	R02
制度	防災主任・安全担当主幹教諭の配置										
計画の	みやぎ学校安全基本指針の策定										
整備	みやぎ学校安全推進計画の策定										
成	みやぎ防災教育副読本「未来へのきずな」の作成										
果	学校再開ハンドブックの作成										
物	まんがで伝える防災教育事業										
等	「ぼうさい福袋」の発行										
+	学校安全教育指導者研修会										
事業	未来へつなぐ学校と地域の安全フォーラム										
· 研	安全教育総合推進ネットワーク会議										
修会	学校安全総合支援事業										
	防災ジュニアリーダー養成研修会										
事	学校安全に関する実態調査										
業 •	学校防災マニュアルの点検及び改善指導										
その	災害時学校支援チームみやぎ										
他	避難訓練指導パッケージ(東北大学との共同研究)										

1	事為	美名	みやぎ学校安全基本指針
2	目	的	「危険を回避する力と他者や社会の安全に貢献できる心」を育てる
3	概	要	

東日本大震災の教訓を後世に伝えるとともに、学校において、計画的・継続的な防災教育を行い、児童生徒の防災意識の内面化を図るため、災害安全はもとより交通安全、生活安全の三領域を網羅した新指針及び実効的な防災マニュアル作成のためのガイドを作成。(平成24年10月策定)

「特徴〕

宮城県独自の学校安全に関する指針。

- ○東日本大震災の経験を踏まえた、後世に伝えたい「8つ」の教訓を掲載
- ○発達段階に応じて、いつ、どこで何を教えるかを具体的に提示
- ○災害安全はもとより,交通安全,生活安全(防犯を含む)の三領域を網羅

「内容]

永遠に語り伝えたい命のメッセージ

- 第1章 東日本大震災
 - I 東日本大震災の記録
 - Ⅲ 平成23年度東日本大震災における 学校等の対応に関する調査

(宮城県分) 結果概要

- Ⅲ 調査結果等からの課題と対応
- Ⅳ 後世に伝えたい「8つ」の教訓
- 第2章 学校安全
 - I 学校安全
 - Ⅱ 学校安全担当者
- 第3章 安全教育・安全管理・組織活動
 - I 安全教育
 - Ⅱ 安全管理
 - Ⅲ 組織活動
- 第4章 学校安全計画
 - I 学校安全計画の策定
 - Ⅱ 学校安全計画の策定にあたって
 - Ⅲ 学校安全全体計画
 - IV 学校安全年間計画の内容

第5章 評 価

- I 学校安全計画の評価・見直し
- Ⅱ 安全教育の評価
- Ⅲ 安全管理の評価
- IV 組織活動の評価
- 第6章 心のケア
 - I 心のケアとは
 - 第7章 学校防災マニュアル作成の

ポイント

- I 学校防災マニュアルとは
- Ⅱ 三段階の危機管理
- Ⅲ 作成のポイント
- IV 『学校防災マニュアル』チェックリスト例

資 料



1	事第		みやぎ学校防災教育副読本
2	目	的	東日本大震災の経験を踏まえ震災の教訓や「みやぎ学校安全基本指針」の内容及び震災復興について教材化し、児童生徒等の災害への対応力を高めるとともに、防災意識の内面化を図る。
3	概	要	

○平成25年度:小学校3・4年生用作成 ○平成26年度:小学校1・2年生,5・6年生用作成







○平成27年度:幼稚園,中学生,高校生用作成







4 実績

○防災教育における副読本の活用率:小学校、中学校、高等学校 (100%)

: 幼稚園 (95%)

:特別支援学校(80%)

○関連各教科や避難訓練の事前・事後指導の中で活用。





1 事業名		Ě名	学校安全教育指導者研修会
2	目	的	安全教育3領域(災害安全,生活安全,交通安全)について,効果的な指導法の推進及び指導力の向上を図り,各校の安全教育の充実に資する。
3	概	要	

○参加者:各学校園の安全担当者(公立の幼・小・中・高については悉皆研修)

○内容:学校安全の3領域を3年1サイクルについて、専門性の高い有識者に講義をしていた だいている。また、学校安全の基礎理解について最新の情報が各校に伝達するよう、 つくばで開催されている「学校安全指導者養成研修」を受講した安全担当主幹の先生 方に本研修の講師を依頼して実施。

学 校 安 全 教 室 の 推 進

2019年度予算額(案) 32百万円 (前年度予算額 32百万円)

○児童生徒等を取り巻く多様な危険を的確に捉え、児童生徒等の発達段階や学校段階、地域特性に応じた取組の推進が必要 〇地域間・学校間・教職員間の差を解消し、全ての学校で質の高い学校安全の取組を推進できる指導力の確保が必要

教 職 員

等の安

全 教 育

における

指導力

の向上

教 職 員

の

等

都道府県等における教職員等への研修の実施

学校安全教室の講師となる教職員等に対する指導法等の講習会を実施

防犯教室 講習会

○登下校時の危険と対処方法に関する指導

○登下校の安全確保のポイント 〇不審者侵入時の対応など、学校における防犯対策 等

講習会

防災教室 〇災害時の危険予測・回避能力等を育むための指導 (○自然災害発生時の適切な判断と避難 ○学校や地域の実情に応じた防災マニュアルの作成 等

講習会

交通安全教室 ○被害者・加害者にならないための交通安全教育 ○交通安全教室での効果的な指導方法 ○自転車・二輪車等通学手段に応じた指導方法

教職員等の安全対応能力の向上

事故等発生時の初期対応能力等向上のための講習会を実施

事故対応に関する講習会

- ○事故発生時の初期対応
- ○事後対応等の学校の危機管理の在り方に関すること
- ○第三者委員会などの検証組織の必要性・在り方に関すること 等

心肺蘇生法実技講習会

○蘇生法訓練用人体模型(シミュレーター)を用いた実技講習 ※AEDの取扱いを含む。

小学校低学年向け学校安全教室用リーフレットを作成・配布



安全対 応 能 力 の向上

児童生徒等が 安全に関する **資質・能力** を身に付ける

児童生徒等の 障害や重度の 負傷を伴う 事故の減少

児童生徒等の 死亡事故の 発生件数 の減少

実績 4

○成果:研修内容が受講者のみにとどまらないよう、伝達講習を全ての校種で確実に行われて おり、高い防災意識の維持につながっている。

(受講者のアンケート結果より)※一部抜粋

- ・実際に御子息を亡くされた親御さんの内容は、ぜひ職場で全職員に伝えたいと思った。
- ○課題:東日本大震災前から実施している研修会であるが,風化の影響からか研修日程のスリ ム化を望む声も聞こえている。

(受講者のアンケート結果より) ※一部抜粋

・開催時期が他の学校安全関連の研修会やフォーラムと重なっており、コンパクトにすべき。

1	事業名	安全教育総合推進ネットワーク会議
2	目的	(県) 東日本大震災の厳しい教訓を踏まえ、「みやぎ学校安全基本指針」を基にした防災教育を中心とした安全教育の推進が図られるよう、取組上の課題や方策等について協議・検討し、学校と地域の連携した取組が円滑に実施できるよう関係機関相互の情報共有を図るもの。 (圏域) 地域と学校の連携による防災教育を中心とした安全教育の実施・推進のため、取組上の課題や方策等について協議・検討し、学校を含めた地域の防災力の向上と地域社会の安全・安心の一層の充実を図るもの。
1		

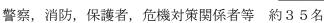
3 概要

○主な協議内容(平成31年度)

学校安全に関する主な施策について

- (1) 防災ジュニアリーダーについて
- (2) 災害時学校支援チームみやぎについて
- (3) 災害警備の近年の動向について
- ○開催時期 (県) 4月下旬~5月上旬(圏域) 6月~7月

○参加者:本県学校安全関係者(有識者,学校関係者,





4 実績

[成果・課題等]

- 各年度の本県学校安全の取組について、専門性の高い参加者から意見を頂戴し、取組の改善につなげることができた。
- 仙台管区気象台等から最新情報を提供いただき、災害安全を中心に、学校安全が直面する 喫緊の問題について、参加者が理解を深めることができた。この内容については、圏域毎の ネットワーク会議においても共有され、各地教委及び学校へ浸透させることができた。
- 会議の席上で関係機関が相互に関係性を強め、新たな取組の創出につながった。

[委員の声(抜粋)]

- 教育現場では若手が増えており、学級担任がほとんどであることから、災害時学校支援チームには手を挙げにくい状況がある。環境整備が大切で、登録された場合は中堅教員資質向上研修会等の研修内容の一コマを免除できるシステムをつくったり、人事異動の配慮対象にしたりするなど、持続可能なチームにするためには、そのような工夫が必要。
- 県内には現在 7700 名の防災指導員がいる。養成講習を受講することが条件だが、同等の講習会を受けた者は免除することとしており、正に防災ジュニアリーダー養成研修会を受講した高校生は免除対象となり、今年度から防災指導員として認定することとした。

1 事業名

関係機関との連携推進事業「ぼうさい福袋」

2 目 的

県内の学校防災の充実に向けて、各学校の防災教育や職員研修で活用できる防災に係る関係機関からの最新の情報等を提供する。

3 概 要

主な内容(平成31年度)

- (1) 各関係機関からの最新の情報(主なもの)
 - ① 仙台管区気象台
 - ② 国土地理院
 - ③ 東北大学災害科学国際研究所
 - ④ 宮城テレビ
 - ⑤ 国土交通省
 - ⑥ 防災科学技術研究所
- (2) 教育現場の実践
 - ① 石巻市立蛇田小学校
 - ② 亘理町立長瀞小学校
 - ③ 村田町立村田第一中学校
 - ④ 女川町立女川第一中学校
- (3) その他
 - ① 被災地熊本派遣について
 - ② 災害時学校支援チームみやぎについて



4 実績

発行は1,4,7,10月の年4回

[成果・課題等]

- 専門性の高い関係機関からの最新情報が、学校防災担当者にとって、大変有効なものであった。校内における防災関連の研修で活用するとともに、大河原商業高校のように、「ぼうさい福袋」からの情報を基に、国土地理院と連携を図り、新たな事業を展開した例もある。
- 紹介された学校の取組が刺激となって,自校の学校防 災を見つめ直し,丁寧な取組を心掛けるようになったと いう声も聞かれた。



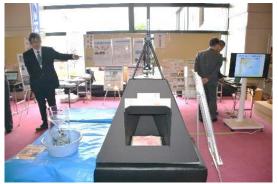
福袋にある県内の情報だけでなく、県外、国外の情報に触れ、自分たちの立ち位置を確認し、 新たな取組を創造する防災主任の意識高揚につながった。

1 事業名 未来へつなぐ学校と地域の安全フォーラム 地域・学校・研究機関等がそれぞれの役割や関わりを明確にし、安全教育 の課題解決に向けた協議を通して、災害・交通・生活に係る安全教育の発展 に資すると共に、国連防災世界会議で採択された仙台宣言の実現に向け、国際的な視野に立ち、震災後の取組について広く国内外に発信する。

3 概 要

- 学校安全に係る特別講演
- 学校安全3領域に係る先進事例発表・パネルディスカッション ※県内外の先進的な実践の共有
- 防災教育・安全教育関連団体による展示発表
- 参加者: 教職員(安全担当主幹教諭,防災主任等),PTA,大学関係者等 毎年500~600名が参加





4 実績

[成果・課題等]

- 全国の先進的な取組を参加者で共有することができ、アンケートにおいて90%以上が 有益であったと回答している。
- 大学関係者・関係機関の発表・展示を盛り込むことにより、先進的かつ専門的な安全に関する情報を得る機会となっている。
- フォーラムをきっかけに、関係機関に校内研修や学校行事での講師を依頼し、研修を深めている事例もある。
- 参加者が一方的に聴くだけではなく、交流できるような参加型のフォーラムを検討していく。 (受講者のアンケート結果より)※一部抜粋
- ・ 震災の記憶がない子供たちに対して、どのように語り継ぐのかが課題。将来語りつぐため、 各校若い先生も出席が多いと良いのではないだろうか。防災主任だけでない出席なども希望 したい。たいへん勉強になった。
- ・ すべてクオリティの高い発表で大変勉強になった。日常のリスクハザードを乗り越える力 をつけることが防災教育なのだという新たな視点を得ることができた。

1	事業	名	学校防災マニュアルの点検及び改善指導
2	目	的	東日本大震災の教訓を生かし、各学校園において、災害発生時に児童生徒 等の命を守るために必要な危機管理を想定してまとめたものを、環境の変化 や社会情勢の変化に対応下ものとして随時更新するために実施する。
3	概	要	

- ○対 象 仙台市を除く公立の市町村立学校については、各市町村教育委員会が点検。 県内すべての県立学校についてはスポーツ健康課が点検。
- ○実施内容 「みやぎ学校安全基本指針」に基づき、県内の公立学校の学校防災マニュアルの 点検及び改善指導を行っている。今年度マニュアルのチェックリストを見直し、昨 年までの26項目から30項目にチェック項目を増やして実施した。

〔チェックリスト〕※一部抜粋

1	学校防災マニュアル「チェックリスト・点検結果」	00	高等高(单校
No	○・・・適切 Δ…不十分,要改善×・・・・不適切,未記載 チェック項目	H28	H29	R01
100	大のポイント1 「できるだけ具体的に定めること」	11.20	TIEG	1101
1	・学区及び地域の特性(自然環境、道路環境、予想される災害等)が記載されているか		$\overline{}$	Δ
2	・教職員の動員体制が記載されているか(教職員連絡網を含む)	×	Δ	0
3	・校内災害本部組織と各班の業務内容が明確化されているか	0	0	0
4	・各班の業務内容が具体的に示され、役割分担が示されているか	0	0	0
5	・災害本部設置の役割分担が規定されているか	0	0	0
6	・安全点検の役割分担がされているか	0	0	0
作店	ものポイント2 「分かり易く筒深な表現にすること」			
7	・避難場所や避難経路の図や地図を作成し理解しやすくなっているか	0	0	0
8	・マニュアルのリーフレットを作成しているか	Δ	0	0
作原	板のポイント3 「複数の方法・手段について規定すること」			
9	・安全確保の規定がされているか	0	0	0
10	・避難指示を的確に規定しているか	0	0	0
11	・避難場所の設定がされているか(2次、3次、4次避難場所の設定)	0	0	0
12	・避難誘導において状況における誘導が規定されているか	0	0	0
13	・安否確認の方法を規定しているか	0	0	0
100	・情報連絡体制が整備されているか	0	0	0
作原	成のポイント4 「適切な想定・調査の基に作成すること」			
15	・状況における対応規定がされているか(登下校時,在宅時,校外活動時,学校施設等活動事業時等)	0	0	0
作原	成のポイント5 「引き渡し、学校特機、集団下校等の判断基準を明記すること」			
16	・保護者への引渡しの取り決めがされているか	0	0	0

4 実績

「成果と課題〕

- 各学校においてチェック項目を基に見直しを進めることで、環境の変化や、児童生徒の実態 に応じたマニュアルにするきっかけとなっている。
- 今年度からマニュアルの回収時期を4月にした。点検し、改善指導のポイントを記載したものを秋に返却することで、次年度のマニュアル作成に反映できるようにした。
- 安全担当主幹教諭を効果的に活用できるチェック体制の構築が今後必要。

1	事業名	避難訓練指導パッケージ(東北大学との共同研究)
2	目的	震災から9年が経過し、大量退職時代の到来にともない、職員の入れ替えが激しくなり、職員室全体の震災経験の風化に歯止めをかけることが難しくなってきている。先輩教職員からの震災経験の伝承が急務であり、若手教職員は、実際の避難訓練の場で、避難誘導の仕方や発災直後の心のケア等、児童生徒の命を守り抜く「意識」と「スキル」を獲得していくことが必要となっている。このことから、安全担当主幹教諭等が使用する「避難訓練指導パッケージ」を作成し、避難訓練の強化を図るもの。
3	概要	関係機関:東北大学災害科学国際研究所,県教育委員会

- ○避難訓練指導パッケージの内容…別紙参照
- (1) 避難訓練チェックリスト

避難訓練(地震・津波)の実効性を高め、防災力の向上を図るために、訪問指導を行う。その際に使用する「防災教育」「防災管理」「組織活動」等についての点検項目を定めたもの。

(2) 手引き(Q&A)

安全担当主幹教諭が,所管の学校の避難訓練に出向き,防災主任等に対し,改善指導を する際に活用するもの。

(3) 避難訓練(地震·津波)動画 DVD

地震・津波避難時の教職員の指示・動き、めざすべき児童生徒の姿が、具体的にまとめられた内容。初任者から管理職に至るまで、留意するポイントが一見して理解できる構成とする。

○今後の見通し

成果物	完成時期(予定)	備考
避難訓練チェックリスト	6月	各地で試行中
避難訓練(地震・津波)動画 DVD	9月	
手引き(Q&A)	3月	

上記成果物が完成した際には、令和元年度県内に78名いる安全担当主幹教諭が、担当の学校において行う避難訓練に係る指導訪問の際に用いる。また、県内はもとより要望があれば南海トラフや首都直下地震での被害が予想される自治体にも提供する。

4 実績

「成果と課題〕

- ○学校·教育委員会·研究者の協働により避難訓練指導パッケージを開発を進めることで,避難訓練を実践的かつ学術的に評価できるようにするもの。
- ○各学校個別の課題に対して,教員研修の際などに教育委員会・研究者も恒常的に参画し,定期的に意見交換する場を設け,三者の協働により個別の課題解決を図る枠組みを確立することにもつながる。
- 〇県内の安全担当主幹教諭による全学校・園の避難訓練への訪問指導により, 共通の指標のみに依拠しない, 各学校の実情・災害特性に応じた個別の課題を把握することができる。

1	事業	名	学校安全総合支援事業
2	目	的	東日本大震災における教訓を踏まえ、学校外の専門家による指導・助言を もとに、復興・防災マップの作成や学校安全に係る系統的なカリキュラムの 開発を実施し、学校における安全教育・安全管理の充実を図る。
3	概	要	

学校安全総合支援事業

2019年度予算額(案) (前年度予算額

202百万円 193百万円)



第2次学校安全の推進に関する計画(閣議決定)

O <u>全ての学校において、</u>組織的な取組を的確に行えるような体制を構築する。

系統的・体系的で実践的な安全教育を実施する

推進 方策

保護者や地域住民、関係機関との連携・協働に係る体制を構築する。 外部の専門家等と連携した安全点検を徹底する。

○ 全ての教職員が、学校安全に関する資質・能力を身に付ける。

○ 検証、再発防止のための取組の改善・充実を一連のサイクル (PDCAサイクル) として実施する。

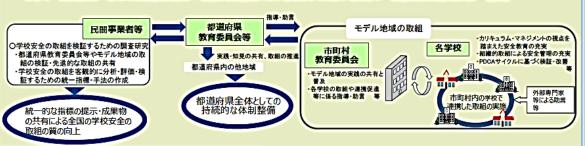
学校安 とは

具体的実現策

全ての学校において、学校安全に取り組める体制づくりへの支援

(ア) 学校安全推進体制の構築

学校種・地域の特性に応じた地域全体での学校安全推進体制の構築を図るため、セーフティブロモーションスクール等の先進事例を参考とするなど て、学校安全の組織的取組と外部専門家の活用を進めるとともに、各自治体内での国立・私立を含む学校間の連携を促進する取組を支援する。 併せて、各都道府県・政令市の取組を検証し、先進的な取組を共有するなどして支援することで、取組の質の向上を図る。【拡充】



全ての教職員の安全に関する資質・能力の向上のための支援

(イ)教職員の資質・能力の向上のための調査研究【新規】 全ての教職員がキャリアステージに応じて身に付けて ごに応じて身に付けておくべき資質・能力を整理・明確化するとともに、 効果的な研修方策を開発する。併せて、教師を志す学生が身に付けておくべき資質・能力を整理・明確化する。



4 実績

「成果と課題〕

- 先進校への視察は、実際に現場の様子、教職員の対応から学ぶことが多く、本県の取組に 生かしていきたいことが多くあった。特に、大阪教育大学では、管理職が子供の命を守るこ とに真摯に向き合い事件を風化させないように職員へ伝え継ぐ活動を行っていることについ て, 研修等で伝えていく必要がある。
- 異校種間で連携し、安全に関するカリキュラムづくりに取り組んだ。系統的な安全教育を 進めるためには、異校種間で互いに話合う機会は大変有益である。今後、カリキュラムにつ いては、実践を通して改善を図っていく。
- 避難訓練を実施した際、計画どおりに進めようとし、形式的なものになる傾向が見られた。 実効的なものにするために、"臨機応変に対応できる訓練"の実施について推進委員会で意見 が出された。今後の研修等で周知を図っていく。

1	事業	套	防災ジュニアリーダー養成研修会
2	目	的	 ・東北大学災害科学国際研究所との共催により講義、演習を通して、防災・減災の基礎知識を身に付け、次世代のリーダーとして地域防災活動の担い手となる意識高揚を図る。 ・多賀城高校を主管校とし、県外高校生とのポスターセッション等による成果発表や情報共有を通して、東日本大震災の経験と教訓を後世に継承し、国内外の防災・減災に貢献する。
3	概	要	

- ○趣旨: 将来の宮城を支え,自主防災組織等における次世代のリーダーなど将来の地域の防災 活動の担い手を育成するため、防災に関する知識・技術を習得し、防災や減災への取組 に自発的に協力、活動する高校生をみやぎ防災ジュニアリーダーとして養成する。
 - ※みやぎ防災ジュニアリーダーに認定された者は、一定の要件を満たした上で、宮城県防災指 導員としての認定を受けることができる。

4 実績

年 度	受 講 対 象 校		
平成29年度【済】			
平成30年度【済】	【多賀城 2 5 名】 仙塩地区・石巻地区 1 9 校 仙台一(2) 仙台二(2) 仙台三(2) 宮城一(2) 仙台二華(2) 仙台三桜(2) 仙台向山(2) 仙台南(2) 仙台西(2) 仙台東(2) 宮城野(2) 工業(2) 石巻(2) 石巻好文館(2) 石巻北(2) 水産(2) 石巻工(2) 石巻商(2) 石巻市立桜坂(2)		
令和元年度 【済】 【多賀城40名】気仙沼・本吉地区・登米栗原地区・仙塩地区・石巻地区 仙南地区15校(28名) 気仙沼(2) 志津川(2) 本吉響(1) 気仙沼向洋(2) 石巻北飯野川(2) 築館(2) 岩ヶ崎(2) 迫桜(2) 佐沼(2) 登米(2) 登米総合(2) 名取(2) 名取北(2) 宮農(2) 東松島(1)			
令和2年度	【多賀城40名】 仙南地区・大崎地区24校(48名) 白石(2) 蔵王(2) 柴田農(2) 白石工(2) 柴田(2) 角田(2) 村田(2) 伊具(2) 大河原商(2) 柴農川崎(2) 白石七ヶ宿(2) 一迫商(2) 古川(2) 古川黎明(2) 涌谷(2) 岩出山(2) 中新田(2) 松山(2) 南郷(2) 小牛田農林(2) 加美農(2) 古川工(2) 鹿島台商(2) 田尻さくら(2)		







1	事業名	災害時学校支援チームみやぎ	
2	目的	防災についての専門的知識と実践的対応能力を備えた「災害時学校支援チームみやぎ」を設置し、より専門性の高い研修を重ね、東日本大震災時に、本県の学校再開に向け全国から頂戴した支援同様、県内及び他府県等において大規模な災害が発生した際に、その要請に基づき、教育復興支援を行うもの。	
3	概要	関係機関:東北大学災害科学国際研究所,県教育委員会	

○参加者(関係者) 本県学校教育関係者(教育行政機関,教諭,養護教諭,事務職員等) 本年度受講修了者 28 名(3回の養成研修会受講)

○取組の内容

- (1) 説明会及び派遣に向けた専門的な研修の実施
- (2) 派遣に伴う環境整備
- (3) 情報発信(持続可能なチームの醸成に向けて)
- (4) 先進チーム(熊本, 兵庫)との連携



○その他

- (1) 令和元年度 養成研修会3回(8月2日,8月8日,12月24日)を実施
- (2) 令和2年度 養成研修会3回, 更新講習会2回を実施の予定令和元年度 台風19号に伴う大郷町, 丸森町等への部分的派遣を実施

4 実績

[成果・課題等]

- 本日の講義を受けて素直な思いや感想をいただくことができ、それをメモして自分の考えを整理することにつながったのでとても有益であった。やはり指導助言いただいた熊本派遣の経験がある生の言葉が自分の実体験から出ており、大変参考となった。もう一度しっかり自分の中で整理していきたい。
- 今年度3回の研修を受講させていただいた。どれも非常に有意義な研修であったが、これ
 - で受講が終わりあとは実践となると多少不安は残る。グループ討議ではその辺の不安を共有することができた。これから更に勉強をすすめたい。
- ともに派遣されるかもしれない仲間と、思いを共有することができた。受援者のニーズに応えることや、しっかりとした準備と組織体系を確立する重要性を確認できた。自分が得意としていることはもちるん、幅広く対応できるように学び続けていきた



V10



元教参学第 31 号 令和元年 12 月 5 日

殿

文部科学省総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習·安全課長

三 好



(印影印刷)

自然災害に対する学校防災体制の強化及び実践的な防災教育の推進について(依頼)

自然災害対応における児童生徒等の安全確保については、格段の御尽力をいただいていることに感謝申し上げます。

我が国においては、気象災害、地震災害、火山災害など様々な自然災害が発生しており、今後も、気象災害の激甚化や南海トラフ巨大地震等の大規模な災害が懸念されております。児童生徒等の命を守り抜くためには、これまで以上の学校防災体制の構築及び実践的な防災教育の推進が必要です。

また、報道等で御承知のとおり、東日本大震災の津波被害に係る大川小学校事故訴訟に関して、10月10日の最高裁判決において上告が棄却され、校長等や教育委員会に過失があったとして自治体に損害賠償を命じた控訴審の判決内容が確定したところです。

こうしたことを踏まえ、<u>これまでの学校防災体制及び防災教育が適切であったかを振り返り、点検し、次の対策につなげていくという観点から、下記の事項を十分留意の上、学校安全計画や危機管理マニュアル、学校、家庭、地域、関係機関等との連携・協働の</u>体制等について見直しをお願いします。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校(専修学校を含む。以下同じ。)及び域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人及び学校に対し、各国公立大学担当課におかれては、所管の附属学

校に対し、構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対し、厚生労働省の専修学校主管課におかれては、所管の専修学校に対し、各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては、域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して、周知されるようお願いします。

記

- 1. 学校保健安全法に基づく取組について
- (1) 学校における取組
- ①学校安全計画の策定・見直し

学校安全計画は学校保健安全法(以下「法」という。)第27条により、各学校が 策定することが義務付けられております。各学校においては、必ず策定するととも に、<u>年間を通じた取組で得られた成果・課題を踏まえて定期的に見直しを行ってく</u> ださい。

学校安全計画の策定例については、学校安全資料『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』に記載しておりますので、各学校は、これを参考に、策定及び見直しをお願いします。

各学校においては、学校安全計画を基に、安全教育、安全管理等を組織的に実施 していただきますようお願いします。

(参考) 学校安全資料『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』

②実践的な防災教育の実施

防災を含む安全に関する教育については、児童生徒等が安全に関する資質・能力を教科等横断的な視点で確実に育むことができるよう、自助・共助・公助の視点を適切に取り入れながら、地域の特性や児童生徒等の実情に応じて、各教科等の安全に関する内容のつながりを整理し教育課程を編成することが重要です。その際、学校においては、「カリキュラム・マネジメント」の確立を通じた系統的・体系的な安全教育を推進することが求められます。

また、学校は日常生活において、危険な状況を適切に判断し、回避するために最善を尽くそうとする「主体的に行動する態度」を育成するとともに、危険に際して自らの命を守り抜くための「自助」、自らが進んで安全で安心な社会づくりに参加し、貢献できる力を身に付ける「共助・公助」の視点から防災教育を推進することが必要です。

さらに、防災教育の効果を高めるためには、危険予測の演習、視聴覚教材や資料の活用、地域や校内の安全マップづくり、学外の専門家による指導、避難訓練や応急手当のような実習など、様々な手法を適宜取り入れ、児童生徒等が安全上の課題について、自ら考え主体的な行動につながるような工夫が必要です。加えて、保護

者参観日に防災の学習を行ったり、地域の避難訓練に児童生徒等が積極的に関わったりするなど、学校と家庭や地域が連携した防災教育を実施することも重要です。

各学校においては、学校安全計画の見直しにおいて、こうした防災教育について も取り入れるよう検討をお願いします。

(参考)

- · 小学校学習指導要領(平成29年文部科学省告示第63号)解説 総則編
- ·中学校学習指導要領(平成29年文部科学省告示第64号)解説 総則編
- 学校安全ポータルサイト

③危機管理マニュアルの作成・見直し

学校は、法第29条により、危険等発生時対処要領(以下「危機管理マニュアル」という。)を作成することが義務付けられております。各学校においては、必ず作成するとともに、防災避難訓練等の反省・課題や地域住民、関係機関の専門家等の助言等を踏まえ適時見直しを行ってください。作成及び見直しにおいては、下記に示す資料を参考に、特に次のポイント等に留意してください。

- ・学校における危険発生時の役割分担が明確になっているか。
- ・学校が立地している<u>地形や地質などの自然環境や社会的条件</u>から危険を明確に し、危険等発生時に対応できるものとなっているか。
- ・過去の災害やハザードマップなどの想定を超える危険性をはらんでいる自然災害 に備え、複数の避難場所や避難経路の設定をしているか。
- ・<u>事前・発生時・事後の三段階の危機管理</u>を想定し、各段階において取るべき対応 をあらかじめ整理し、教職員が迅速かつ的確な判断で対応できるものとなってい るか。
- ・安全教育・安全管理のいずれか一方のみでは児童生徒等の安全確保の実現は難しいことから、<u>安全教育と安全管理の一体的な活動</u>が展開できる内容になっているか。

(参考)

- ・学校防災マニュアル (地震・津波災害) 作成の手引き
- ・学校の危機管理マニュアル作成の手引

④学校環境の安全の確保

法第 28 条により、校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとされています。各学校においては、該当する事項があると認められた場合には、必要な措置の実施又は設置者への申出をお願いします。

(2) 学校設置者における取組

学校の設置者は、法第26条により、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において、災害等により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び児童生徒等に危険等が現に生じた場合において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとするとされています。

各設置者においては、<u>設置する学校の学校安全計画、危機管理マニュアルの内容を</u> 定期的に点検し、必要に応じて指導・助言をしていただくようお願いします。

また、法第 28 条により、校長は、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合で、その改善を図るために必要な措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとされています。<u>設置する学校の校長から申出があった場合は、その内容を確認し、必要な措置を講じていただきますようお願いします。</u>

さらに、都道府県・市町村教育委員会は、<u>教職員の職務内容に応じた研修を実施</u>し、 特に校長、教頭などの管理職における、平常時及び緊急時のそれぞれに求められる資 質・能力の向上を図るようお願いします。

2. 水防法、津波防災地域づくりに関する法律等に基づく取組について

(1) 学校における取組

近年、気象災害による大きな被害が発生しており、今後も気候変動による水害(洪水・高潮)の発生、土砂災害等の頻発化、激甚化が懸念されます。このことから、防災教育や避難訓練の重要性を再認識し、気象災害を想定した避難訓練の実施、防災教育の指導が行われるようお願いします。

また、要配慮者利用施設(水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に規定する「要配慮者利用施設」をいう。)又は避難促進施設(津波防災地域づくりに関する法律に規定する「避難促進施設」をいう。)に該当する学校は避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられていることから、当該学校については、危機管理マニュアルに上記に関する必要関係事項を記載するようお願いします。

要配慮者利用施設または避難促進施設として地域防災計画に定められていない学校においても、中小河川等に隣接する場合や津波による浸水が想定される場合においては、その想定等を超える災害が発生することに備えた検討を行い、児童生徒等の命を守るための適切な対応を行っていただきますようお願いします。

(参考)

- ・水防法又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 に基づく避難確保計画の作成及び訓練の実施の徹底について(通知)
- ・平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について(報告)
- ・津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波対応に係る避難確保計画の作成 及び訓練の実施について(通知)
- ・警戒レベルに係る広報用チラシ

(2) 学校設置者における取組

地震・津波・気象災害が生ずれば地域全体に被害をもたらすことから、学校のみで対応を図ることは困難であり、学校防災については、災害や防災に関する最新の知見に基づく対応を進める必要があり、こうした災害への対策については、学校設置者が事前・発生時・事後の各段階で積極的に学校を支援するようお願いします。

その際、防災部局とも連携し、防災の取組、災害発生時の学校の安全の取組を進めていただきますようお願いします。

各設置者におかれては、設置する学校が所在する地域のハザードマップの確認や、設置する学校が浸水想定区域(水防法第 15 条第 1 項第 4 号に規定する「浸水想定区域」をいう。)、土砂災害警戒区域(土砂災害警戒区域等における土砂災害の防止対策の推進に関する法律第 7 条に規定する「土砂災害警戒区域」をいう。)、津波災害警戒区域(津波防災地域づくりに関する法律第 53 条に規定する「津波災害警戒区域」をいう。)に所在しているかどうかを確認してください。これらの区域に所在している学校がある場合には、当該学校に対し、避難確保計画(水防法第 15 条の3、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 8 条の 2、津波防災地域づくり法第 71 条に規定する「避難確保計画」をいう。)を作成することを指導・助言してください。

3. 家庭、地域、関係機関との連携・協働について

自然災害は、児童生徒等が学校にいる時間帯のみならず、家庭や地域にいる間に発生する可能性も高く、日頃から家庭や地域全体で備えをしておく必要があることから、家庭、地域、関係機関等が連携・協働できるよう体制を構築し、それぞれの責任と役割を分担しつつ取り組むことが重要です。例えば、コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)を導入している場合、地域と連携・協働した防災の取組についても協議し、地域学校協働本部と協働して防災教育を行うことや地域の防災訓練と合同で避難訓練を行う等の取組を行うことが考えられます。また、セーフティプロモーションスクール(SPS)等の先進事例を参考に、学校、地域、関係機関が一体となった組織的な学校安全の取組を行うことも有効です。

また、学校は、学校安全計画や危機管理マニュアルの作成・見直しを行う場合に、 家庭や地域住民、関係機関等に意見・助言を聴取することや、作成した学校安全計画 及び危機管理マニュアルに基づき協力体制を整備することが重要です。地域の実情に 応じ、適宜、家庭、地域住民とも連携した防災の取組を進めていただきますようお願 いします。

(参考)

- ・コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)について(「学校と地域でつくる学びのみらい」ウェブサイト)
- ・セーフティプロモーションスクールについて(国立大学法人大阪教育大学学校危機メンタルサポートセンターウェブサイト)

(参考) 関係条文

学校保健安全法(昭和33年法律第56号)

(学校安全に関する学校の設置者の責務)

第二十六条 学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故、加害行為、災害等(以下この条及び第二十九条第三項において「事故等」という。)により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が現に生じた場合(同条第一項及び第二項において「危険等発生時」という。)において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校安全計画の策定等)

第二十七条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

(学校環境の安全の確保)

第二十八条 校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

(危険等発生時対処要領の作成等)

- 第二十九条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に 応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順 を定めた対処要領(次項において「危険等発生時対処要領」という。)を作成するも のとする。
- 2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童 生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児 童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な 支援を行うものとする。この場合においては、第十条の規定を準用する。

(地域の関係機関等との連携)

第三十条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。

(参考) 学校安全計画・危機管理マニュアルの策定・作成状況 (平成27年度)

	学校安全計画を策定している	危機管理マニュアルを作成して
	学校の割合	いる学校の割合
公立学校	99. 9%	99. 9%
私立学校	83.8%	87.0%
国立学校	98. 5%	100%
計	96. 5%	97. 2%

※学校には小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・幼稚園・幼保 連携型認定こども園が含まれる。

(出所) 学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査 (平成27年度実績)

https://anzenkyouiku.mext.go.jp/report-gakkouanzen/index.html

(参考) 参考資料リンク集

- ・学校安全資料『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』 http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1416715.htm 学校安全計画作成例は付録(126ページ~)に記載されています。
- ・小学校学習指導要領 (平成 29 年文部科学省告示第 63 号) 解説 総則編 http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/__icsFile s/afieldfile/2019/03/18/1387017_001.pdf 防災を含む安全に関する教育 (現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容) については、付録 (224ページ~) に記載されています。
- ・中学校学習指導要領(平成29年文部科学省告示第64号)解説 総則編http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/__icsFiles/afieldfile/2019/03/18/1387018_001.pdf
 防災を含む安全に関する教育(現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容)については、付録(240ページ~)に記載されています。
- 学校安全ポータルサイト

https://anzenkyouiku.mext.go.jp/

各都道府県の様々な防災教育の実践が掲載されております。

- ・学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/saigai02.pdf
- ・学校の危機管理マニュアル作成の手引 https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/aratanakikijisyou_all. pdf
- ・水防法又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に 基づく避難確保計画の作成及び訓練の実施の徹底について(通知)

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1416128.htm

・平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について(報告) http://www.bousai.go.jp/fusuigai/suigai_dosyaworking/pdf/honbun.pdf ・津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波対応に係る避難確保計画の作成及 び訓練の実施について(通知)

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1422067.htm

- ・警戒レベルに係る広報用チラシ http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/h30_hinankankoku_guideline/i ndex.html
- ・コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度) について (「学校と地域でつくる学びの未来」ウェブサイト)

https://manabi-mirai.mext.go.jp/torikumi/chiiki-gakko/cs.html

・セーフティプロモーションスクールについて(国立大学法人大阪教育大学学校危機メンタルサポートセンターウェブサイト)

http://nmsc.osaka-kyoiku.ac.jp/sps

【本件担当】

文部科学省総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習·安全課 安全教育推進室 防災教育係

電話: 03-5253-4111 (内線 2670) E-mail: anzen@mext.go.jp